

社会福祉法人 今金町社会福祉協議会

評議員・理事・監事の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人今金町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条並びに第25条の規定に基づき、評議員・理事・監事の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 評議員・理事・監事には、報酬を支給しない。ただし、会長（理事長）に対しては、職務執行の対価として月額10,000円の報酬を支給するものとする。

2 理事・監事が法人業務を行う場合に日額1,500円の費用を弁償する。ただし、本会事務所から片道2キロメートル以上の距離にある理事・監事には費用弁償のほかに、本会「旅費規程」に基づき、旅費を支払うことができる。

(公表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則（平成29年3月16日規程第6号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。